

協議第38号 協定項目4 新町の事務所の位置について

- 1 新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川2490番地(現在の玉川村役場)とする。
- 2 現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とする。

新町の事務所の位置

地方公共団体の事務所の設定は地方自治法第4条第2項に、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されています。

両村の庁舎の周辺には公共施設や住居が集積した状況ですが、明覚駅周辺では、両村の境がわからないくらい住居が集積しており、両村を一つの地域として考えた場合、住居の集積度がより高い、現在の玉川村役場を新町の事務所の位置とすることが適当であるとの考えによるものです。

【協議結果】

協議会では、新町の事務所の位置については『現在の玉川村役場』とし、現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とすることが、全会一致で決定されました。

協議第39号 協定項目6 地域自治組織の取扱いについて

- 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4に規定する地域審議会、同法第5条の5に規定する地域自治区及び同法第5条の8に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。
- 3 各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

協議第40号 協定項目12号 特別職の職員の身分の取扱いについて

- 1 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。
 - (1)人数及び任期については、各法令の定めるところによる。
 - (2)報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
- 2 行政委員(農業委員会委員を除く。)の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
- 3 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。
 - (1)両村に設置されているものについては、合併時に再編する。
 - (2)2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に統合する。
 - (3)人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。
- 4 その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。
- 5 新町の町長の職務執行者については、2村の長が別に協議して定める。